

平成 23 年 3 月 17 日

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令の施行について

1. 政令の概要

本政令は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた地方公共団体（以下「被災団体」という。）が、平成 22 年度において、歳入欠かん等債※を発行できるようにする等のため、以下の改正を行いました。

(1) 発行可能団体の特例

被災団体で災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村及び当該市町村を包括する都道府県について、災害対策基本法第 102 条第 1 項に規定する歳入欠かん等債の発行を可能とする。

(2) 歳入欠かん等債に係る財政融資資金の償還期限の延長

被災団体が歳入欠かん等債に係る財政融資資金の償還期限を、現行 4 年以内（うち据置期間 1 年以内）から 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）とする。

※ 「歳入欠かん等債」とは、一定の要件を満たす団体が、

- ① 地方税等の災害のための減免によって生ずる財政収入の不足を補うとき（歳入欠かん債）
- ② 災害応急対策等の費用の財源とするとき（災害対策債）

に起こすことのできる地方債のことです。

2. 公布・施行日

平成 23 年 3 月 16 日（水）

（参考）災害対策基本法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）（平成 23 年 3 月 16 日総財地第 57 号）

【連絡先】

自治財政局地方債課

担当 赤岩課長補佐

電話：03-5253-5630

Fax：03-5253-5631

(参考)

総財地第57号
平成23年3月16日

各都道府県知事 殿

総務省自治財政局長

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第23号)が、本日、公布・施行されました。

本政令改正は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた地方公共団体が、平成22年度において、災害対策基本法第102条第1項に基づき、歳入欠かん債及び災害対策債(以下「歳入欠かん等債」という。)を発行することを可能とするものです。

詳細は下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の市区町村にも周知いただくようお願いします。

記

1 発行団体

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた地方公共団体で、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村及び当該市町村を包括する都道府県であって、地方税等の減免の額と災害対策事業に要する費用の額との合計額が一定の金額を超えるもの。

2 発行対象経費

(1) 歳入欠かん債

当該地震のために減免した地方税、使用料、手数料等の平成22年度の減収額であること。また、地方税の税目は、普通税、事業所税及び都市計画税であること。

(2) 災害対策債

国庫補助負担金の交付を受けて行う災害対策事業の地方負担額であること。

3 歳入欠かん等債に係る財政融資資金の償還期限の延長

現行4年以内(うち据置期間1年以内)を10年以内(うち据置期間2年以内)とすること。

4 歳入欠かん等債に係る交付税措置

(1) 歳入欠かん債

歳入欠かん債の元利償還金について、その75%を特別交付税により措置するものであること。

(2) 災害対策債

災害対策債の元利償還金について、その95%を特別交付税により措置するものであること。

以 上